

広島県告示第四百七十二号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があつた。

平成三十年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 養成施設の名称及び所在地

1 養成施設の名称

― ス
県立広島大学生命環境学部生命科学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース

― ス
県立広島大学生命環境学部環境科学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース

2 所在地

庄原市七塚町五五六二番地

二 変更事項及び内容

1 変更事項

養成施設の所在地（重複地番解消による）

2 変更内容

変 更 前	変 更 後
庄原市七塚町五五六二番地	庄原市七塚町五五六二番地

三 変更年月日

平成二十九年六月十五日